

議案第四号

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

令和八年一月二十二日

港区教育委員会

令和8年1月22日
教育委員会議案資料 No. 3

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年港区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「変更」の下に「及び時間単位の勤務時間の割振り変更」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年港区条例第三十六号）第十条の規定による管理職手当の支給を受ける職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、教育委員会規則の定めるところにより、勤務日のうち教育委員会規則で定める期間内にある勤務日の勤務時間のうち一時間を単位とする勤務時間（以下この項において「時間単位の勤務時間」という。）を当該勤務日に割り振ることをやめ、当該時間単位の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある一の勤務日の勤務時間のうち時間単位の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめ、当該時間単位の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある二以上の日に割り振ること（次項においてこれらを「時間単位の勤務時間の割振り変更」という。）ができる。

第九条中「及び第六条第一項」を「並びに第六条第一項及び第二項」に改める。

付
則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案

現行

(前略)

(週休日の振替等)

第六条 (略)

(前略)

(週休日の振替等)

第六条 (略)

2| 前項に定めるもののほか、教育委員会は、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年港区条例第三十六号）第十条の規定による管理職手当の支給を受ける職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、教育委員会規則の定めるところにより、勤務日のうち教育委員会規則で定める期間内にある勤務日の勤務時間のうち「時間を単位とする勤務時間（以下この項において「時間単位の勤務時間」という。）を当該勤務日に割り振ることをやめ、当該時間単位の勤務時間を当該勤務日に割り振ることを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある一の勤務日の勤務時間のうち時間単位の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめ、当該時間単位の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある二以上の日に割り振ること（次項においてこれらを「時間単位の勤務時間の割振り変更」という。）ができる。

3| 半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及びの規定は、育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員

（第四条第一項の規定により、一日につき七時間四十五分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。

（中略）

（宿日直勤務）

第九条 教育委員会は、人事委員会の許可を受けて、第三条、第四条並びに第六条第一項及び第二項に規定する正規の勤務時間以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務的とする勤務その他の人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

（後略）

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

つき七時間四十五分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。

（中略）

（宿日直勤務）

第九条 教育委員会は、人事委員会の許可を受けて、第三条、第四条並びに第六条第一項に規定する正規の勤務時間以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

（後略）

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 の一部を改正する条例について

審議内容

週休日に勤務する幼稚園管理職の疲労回復と生活時間の確保等を目的として、新たな勤務時間の割振り変更制度（仮称：時間単位の勤務時間の割振り変更）を整備するため、港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正します。

1 背景

幼稚園管理職は、週休日であっても地域主催の諸行事や研修等に参加することが多くあります。

現行制度では、週休日に1日分（7時間45分）勤務した場合は振替が可能ですが、1日分に満たない場合は半日（4時間）単位でしか勤務時間の割振り変更ができません。

そのため、週休日に2時間の地域行事に参加した場合は、園に戻って2時間の事務作業等を行い、半日（4時間）勤務となるよう調整し、勤務時間を割り振る運用をしています（週休日に勤務した4時間分を平日に休む運用）。

こうした状況を踏まえ、週休日に勤務した幼稚園管理職の疲労回復と生活時間を確保するとともに、勤務時間の割振り変更をより柔軟にすることで、働きやすい職場環境を整備し、幼稚園管理職の扱い手の確保に資する勤務条件の整備することを目的として、「時間単位の勤務時間の割振り変更」の制度を導入します。

2 改正内容

現行の半日（4時間）単位に加え、1時間単位で勤務時間の割振り変更ができるよう改正します（制度運用のイメージは、別紙参照）。

【割振り変更可能な範囲（予定）】

- ・割振り変更する時間数の合計は、4週間につき9時間以内
- ・新たに勤務時間を割り振る日数の合計は、4週間につき3日以内

3 施行期日

令和8年4月1日

<制度運用のイメージ>

(例1) 月曜日の2時間*を日曜日に割振り変更することができる。

*1時間から7時間までの必要な時間を1時間単位で割り振ることが可能

日	月	火	水	木	金	土
2時間 勤務		7時間 45分 勤務	7時間 45分 勤務	7時間 45分 勤務	7時間 45分 勤務	週休日

(例2) 月曜日の各2時間（合計4時間）の勤務時間を同一週と翌週の日曜日に割振り変更することができる。

日	月	火	水	木	金	土
2時間 勤務		7時間 45分 勤務	7時間 45分 勤務	7時間 45分 勤務	7時間 45分 勤務	週休日
2時間 勤務	3時間 45分 勤務	7時間 45分 勤務	7時間 45分 勤務	7時間 45分 勤務	7時間 45分 勤務	週休日

日	月	火	水	木	金	土
2時間 勤務	7時間 45分 勤務	7時間 45分 勤務	7時間 45分 勤務	7時間 45分 勤務	7時間 45分 勤務	週休日